



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
 事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
 ※市税等の納付状況により該当しない場合があります。

結婚・出産支援

令和8年度からの新規事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	妊婦さんがインフルエンザの予防接種を受けるとき	妊婦のインフルエンザ予防接種助成事業	インフルエンザ予防接種を受ける妊婦の方へ接種費用の一部を助成 ※接種後、領収書等を添えて申請	◆10～1月の間かつ妊娠中に受けたインフルエンザの予防接種が対象	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
2	妊娠中に保険適用外の多胎妊婦健康診査を受けたい時	尾花沢市多胎妊婦健康診査助成事業	多胎妊娠を理由に、追加で実施される保険適用外の多胎妊婦健康診査に対して一部助成(上限5回) ※上限額あり ※母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する多胎妊婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
3	産後に保険適用外の産婦健康診査を受けたい時	尾花沢市産婦健康診査助成事業	産後に医療機関で実施される保険適用外の産婦健康診査に対して一部助成(上限2回) ※上限額あり ※母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する産婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
4	婚活をしようと思った時	Aiナビやまがた登録推進補助金事業	やまがたハッピーサポートセンターが運営する婚活マッチングサイトAiナビやまがたの入会登録(継続)費用の半額または5,000円のうち、いずれか低い額を補助	◆市内在住であること ◆市税等の滞納がないこと ◆婚姻後市内に居住する意思があること	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線327】
5	結婚したとき	結婚祝品支給事業	婚姻届を提出したとき、お祝10万円を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】
6	妊娠を希望されるとき	不妊治療(先進医療)費助成事業	1回あたり10万円を上限に助成	◆本市に住所があること ◆厚生労働大臣の定める基準により先進医療として告示されている不妊治療で、保険診療となる生殖補助医療と併せて実施される治療を受けた場合	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
7	買い物時の商品割引等のサービスを受けたいとき	やまがた子育て応援パスポート(県事業)	商品の割引や買い物ポイント加算等のサービスを受けることができるパスポートの発行	◆妊婦・高校3年生までの子がいる家庭	福祉課 保育係 【内線175】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
8	妊娠中に保険適用外の妊婦健康診査を受けたいとき	尾花沢市妊婦健康診査助成事業	妊娠中の医療機関で実施される保険適用外の妊婦健康診査に対して一部助成(上限14回) ※ 上限額あり ※ 母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する妊婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
9	風しんの検査や予防接種を受けたいとき	風しん予防接種に関する費用助成事業	風しんの抗体検査と予防接種費用を助成	◆S50.4.2～H7.4.1生まれの妊娠を希望している女性 ◆妊婦の夫、及びその同居家族 ◆過去に2回以上風しんの予防接種の接種歴がない方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
10	妊娠届出時、出産後(新生児・乳児家庭訪問時)	妊婦のための支援給付事業	すべての妊婦が安心して出産・育児ができるよう妊娠届出時に妊婦1人につき50,000円、出産予定日8週間前～出産後に胎児1人につき50,000円を給付	◆本市に住所があること ◆医師により妊娠の確定診断(胎児の心拍確認)を受けた者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
11	お子さんが生まれたとき	出産祝品支給事業	出生届を提出したとき、出生児1名につきお祝10万円と7千円相当の記念品を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】
12	お子さんが小さく生まれたとき	未熟児養育医療給付事業	お子さんが小さく生まれた(出生体重2,000g以下)などで、医師が入院を必要と認めた場合に、生まれてから退院するまでの医療費と食事療養費(自己負担分の一部)を助成 ※ 世帯の所得に応じた自己負担あり	◆1歳未満の乳児	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
13	出産後、心身の状態に不安があり、支援が必要な時	尾花沢市産後ケア事業	出産後1年未満の産婦で、心身の不調等により支援が必要な方に、宿泊型(上限7泊)、通所型(上限7回)、訪問型(上限2回)の産後ケアを実施(一部自己負担料金有)	◆本市に住所があり、出産後1年未満の産婦と乳児で、市が必要と認めた方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
14	新生児聴覚検査を受けたとき	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の費用を全額助成	◆出生後6カ月以内に申請が必要	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】